

東京大学大学院理学系研究科附属フotonサイエンス研究機構規則

平成25年6月19日制定

令和6年6月19日改正

(設置)

第1条 東京大学大学院理学系研究科(以下「研究科」という。)にフotonサイエンス研究機構(以下「機構」という。)を置く。

(目的)

第2条 機構は、光科学の基礎から応用に亘る分野融合の国際学術拠点として、最先端研究、産学連携及び国際連携等を推進することを目的とする。

(組織)

第3条 機構に次の部門等を置く。

- (1) 融合光科学フロンティア部門
- (2) 学際光科学イノベーション連携部門
- (3) 光科学国際連携部門
- (4) 最先端研究基盤推進室
- (5) 光量子科学連携推進室

2 前項に掲げるほか、第2条の目的を達成するため、連携センターを置く。

(機構長)

第4条 機構に機構長を置く。

- 2 機構長は、研究科専任教授会において、本学専任の教授のうちから選出する。
- 3 機構長は、機構を代表し、その管理及び運営を総括する。
- 4 機構長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第5条 機構に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、機構の管理及び運営に関する重要事項を審議する。
- 3 運営委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 4 委員長は、機構長をもって充てる。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者とし、機構長が委嘱する。
 - (1) 研究科専任の教授又は准教授
 - (2) 機構専任の教授、准教授又は講師
 - (3) 学内外の学識経験者
 - (4) その他機構長が必要と認めた者
- 6 前項第1号、第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(機構長補佐)

第6条 機構に、機構長を補佐するため、機構長補佐を置くことができる。

- 2 機構長補佐は、本学の教職員のうちから機構長が指名する。
- 3 機構長補佐の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、機構の運営等に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て別に定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。